

e お薬さんサービス利用規約

第1条(e お薬さんサービスの提供)

株式会社やさしい手(以下「やさしい手」といいます。)は、当該ご利用者(以下「ご利用者」といいます。)に対し、服薬支援機器により提供される「服薬支援サービス」を活用して日常生活をサポートするサービス(以下「e お薬さんサービス」といいます。)を提供します。

第2条(本規約の承諾)

ご利用者は、本規約の内容をすべて承諾する場合に限り、e お薬さんサービスをご利用いただくことができます。

第3条(ご利用者の承諾)

服薬支援機器の機能について、ご利用者は、以下の事項を事前に承諾します。

- ① やさしい手が、e お薬さんサービスを提供する目的で、ご利用者の名前、生年月日、住所、電話番号等の情報を取得、保持、処理、使用すること
- ② やさしい手が、ご利用者の安否確認または動作確認をする目的で、ご利用者の情報を受信、収集、保持、処理、使用すること
- ③ やさしい手が、ご利用者のご家族から請求があった場合に、当該ご家族がご利用者の服薬情報等の情報を受信、収集、保持、処理、使用することを可能にすること

第4条(e お薬さんサービスの内容)

1. e お薬さんサービスは、やさしい手が、ご利用者に対して専用サイトを開設・運営することによって提供します。
2. 服薬支援機器により提供される服薬情報サービスは、以下のものに限られます。メール送信先は最大 5 つ設定できます。e お薬さんの機能は以下のとおりです。

1日4回タイマーによる服薬時間設定	1日4回(朝、昼、夕、就寝前)の服薬時刻を設定し、設定時間になると音声とともにその時間のお薬ケースが押し出され飲み忘れを防止します。※「あさ」「ひる」「よる」「ねるまえ」の取り出し時間は2時間未満の間隔で設定することはできません。
音声設定	内蔵の4タイプ(アナウンサー風男性、若い男性、アナウンサー風女性、女の子)から選択頂けます。
録音機能	お子さんやお孫さんなど、ご家族の声でお知らせすることができます。
スヌーズ機能	お薬ケースが取り出されない場合、5分毎に音声でお知らせします。
過量服薬防止	40分経過してもお薬ケースが取り出されない場合、お薬ケースは引き戻されます。1度に複数分のお薬を飲んでしまう事を防止します。
メール通知	お薬ケースが取り出された時、40分経ってお薬ケースが引き戻った時、30分以上通信が途切れた時にメールで通知致します。メールの送信先は最大5つ設定できます。

3. e お薬さんでは、インターネット通信が可能なパソコン、スマートフォン、タブレットで以下の専用サイトにアクセスし、服薬履歴を閲覧できます。

専用サイト	https://mng001.e-okusurisan.com/auth/login .
服薬履歴閲覧	専用サイトからお薬ケースの取り出し時刻や取り忘れの履歴をいつでも閲覧することができます。記録保持期間は最大1年間です。
メッセージの表示	専用サイトにログインし、ご利用者に向けた20文字以内のメッセージを機器に表示することができます。

4. 機器及び専用サイトの機能は、これらを提供する会社により、事前の通知又は告知なく、追加、変更、廃止されることがあります。

5. 機器は、電源が切れている場合には使えません。また、機器の設置場所や建物の構造等により、機器の無線の受信状況が悪い場所や、インターネット通信の電波状況が悪い場所で利用する場合などには、通信の精度が低くなることがあります。

第5条(ご利用者の義務)

1. ご利用者は、服薬支援機器の取扱説明書に定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守します。
2. ご利用者は、服薬支援機器の仕様変更、加工・改造を行うことはできません。仕様変更、加工・改造された場合には、ご利用者ご自身がその原状回復費用等の必要な費用負担をします。また、仕様変更・加工・改造により、事故が発生した場合に、やさしい手は責任を負いません。
3. ご利用者は、服薬支援機器を第三者の占有下に置くことはできません。
4. ご利用者は、e お薬さんサービスを受ける権利の全部または一部を第三者に譲渡することはできません。

第6条(服薬支援機器の紛失・盗難・毀損・水没時の取扱い)

1. 服薬支援機器に紛失・盗難・毀損・水没が発生した場合の取扱いは、以下の通りです。
 - ① ご利用者は、服薬支援機器について、紛失・盗難、または毀損・水没が発生した場合、理由の如何を問わず、やさしい手に通知するものとします。
 - ② ご利用者は、次に掲げる場合に依りて、損害金または修理費をやさしい手に支払うものとします。
 - (A) 服薬支援機器の紛失・盗難が発生した場合
服薬支援機器1台あたり、一律85,000円(課税)
 - (B) 服薬支援機器を毀損・水没した場合
修理に要した費用
 - ③ やさしい手は、上記②の損害金または修理費の支払を受けることを条件として、新たな服薬支援機器をご利用者に送付するものとします。なお、やさしい手は、新たな服薬支援機器が、紛失・盗難または毀損・水没した服薬支援機器と同機種・同色であることを保証するものではありません。
 - ④ 服薬支援機器の毀損・水没の場合、ご利用者は、上記③により新たな服薬支援機器が到達した日から4週間以内に自ら運送料を負担の上、毀損・水没した服薬支援機器をやさしい手に送付するものとします。この期間内に服薬支援機器の返却がなされない場合、ご利用者は、服薬支援機器1台あたり、一律85,000円(課税)をやさしい手に支払います。

第7条(秘密保持及び情報利用同意)

1. やさしい手またはやさしい手社員は、いまだこちゃんサービスを提供する上で知り得たご利用者に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務はe お薬さんサービス提供終了後も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の目的に限りご利用者の情報を用いることにご利用者は同意しま

- す。
- ① 個人が特定されない形態での公的統計の資料や学術上の資料の作成
 - ② サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査
 - ③ 提供したサービスに対する請求業務など事務での利用
 - ④ サービス提供に関わる管理運営業務での利用
 - ⑤ ご家族への心身の状況説明、緊急を要する場合の医師への連絡等
 - ⑥ 行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務づけられている事項についての開示
 - ⑦ 損害賠償保険などに関する保険会社等への相談または届出等
 - ⑧ ご利用者からの依頼に基づいた各種サービスを提供するための利用
 - ⑨ やさしい手の責任において委託先(請求書等の郵送物の発送業者・顧客情報管理システムの開発保守業者・コールセンター運営業者・緊急通報会社等)を適正に管理することを条件として、やさしい手業務を外部に委託する場合
 - ⑩ ご利用者のご家族・成年後見人・任意後見人・その他法定代理人・任意代理人への必要な連絡及び連携

第8条(ご利用者による停止)

ご利用者は、e お薬さんサービスの停止を希望する場合には停止希望日の1週間前までに事業所を通じてやさしい手に通知するものとします。但し、ご利用者の入院等緊急やむを得ない場合には、遅滞なく通知すれば足りるものとします。

第9条(やさしい手による停止)

やさしい手は、ご利用者が以下の事項に該当する場合には、直ちにe お薬さんサービスの提供を停止することができます。

- ① ご利用者が本規約に違反し、または著しい不信行為を行うなど、e お薬さんサービスの提供を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ② ご利用者が暴力団等反社会的勢力であること、または反社会的勢力と密接な関係があることが判明した場合
- ④ e お薬さんサービスが、犯罪目的に利用され、または犯罪目的に利用されようとしている場合
- ⑤ ご利用者または服薬支援機器所持者が実在しない場合

第10条(賠償責任)

1. やさしい手は、e お薬さんの提供にともなって、やさしい手の責に帰すべき事由によりご利用者に損害を及ぼした場合には、適正な賠償義務の履行を誠実に行います。ただし、以下に該当する場合を除きます。

- ① ご利用者が本規約で定めるご利用者のなすべき義務を履行しないために発生し、または拡大した損害
- ② やさしい手が無償で提供した、本規約に定められていない役務に関して生じた損害
- ③ 天災地変などの不可効力によって生じた損害、その他やさしい手の責任によらない事由により発生し、または拡大した損害
- ④ インターネットサービスプロバイダ等の通信設備の故障や保守、またはインターネット回線の混雑や不通により発生し、または拡大した損害
- ⑤ 服薬支援機器の故障、充電切れ、位置情報の測位精度の低下その他これらに準じる事情によって発生し、または拡大した損害

- ⑤ e お薬さんサービスが、犯罪目的に利用され、または犯罪目的に利用されようとして発生し、または拡大した損害

2. ご利用者は、ご利用者の責に帰すべき事由によりやさしい手に損害を及ぼした場合には、適正な賠償義務の履行を誠実に行います。

第11条(苦情・要望への対応)

やさしい手は、ご利用者またはご家族からの苦情・要望を受け付ける窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

第12条(裁判管轄)

e お薬さんサービスに起因してご利用者とやさしい手との間に生じた紛争については、事物管轄の定めに従い、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第13条(規約の変更)

やさしい手は、ご利用者にあらかじめ通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

附則

平成29年8月10日 施行